

呉市教育委員会議題
(令和6年4月26日定例会)

呉市教育委員会

令和6年4月26日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 教議第20号 呉市立呉高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 4 教議第21号 呉市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について
- 5 教議第22号 呉市教育委員会職名及び辞令式規則の一部を改正する規則の制定について
- 6 教議第23号 呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について

教議第 20 号

呉市立呉高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
呉市立呉高等学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市立呉高等学校管理規則の一部を改正する規則

呉市立呉高等学校管理規則（昭和 35 年呉市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(学校評議員) 第 16 条の 2 高等学校に学校評議員を置く。 2～4 略 (服務) 第 17 条 この規則に定めるもののほか、 <u>職員</u> の出張の命令及び休暇の承認に関する事項その他 <u>職員</u> の服務に関し必要な事項は、呉市立学校教職員服務規程（昭和 32 年呉市教育委員会訓令第 2 号）の規定を準用する。 2 <u>前項の職員以外の者</u> については、別に定める。	(学校評議員) 第 16 条の 2 高等学校に学校評議員を置く。 <u>ただし、高等学校に学校運営協議会を設置した場合は、学校評議員を置かないことができる。</u> 2～4 略 (服務) 第 17 条 この規則に定めるもののほか、 <u>教育職員</u> の出張の命令及び休暇の承認に関する事項その他 <u>教育職員</u> の服務に関し必要な事項は、呉市立学校教職員服務規程（昭和 32 年呉市教育委員会訓令第 2 号）の規定を準用する。 2 <u>教育職員以外の職員</u> については、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

学校運営協議会の設置に係り、所要の規定を整備するため、この規則案を提出する。

議案資料 呉市立呉高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

学校運営協議会の設置に係り、所要の規定を整備するため、令和6年度から変更するものです。

2 改正の内容

(1) 「第16条の2第1項 高等学校に学校評議員を置く。」とし、呉高等学校に学校評議員を置くとしていたものを、学校運営協議会を設置した場合には学校評議員を置かないことができるものとして整理します。

(2) その他、字句の訂正を行います。

3 施行期日

公布の日

教議第 2 1 号

呉市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について
呉市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

呉市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令

第 1 条 呉市立学校教職員服務規程（昭和 3 2 年呉市教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（年次有給休暇，特別休暇，介護休暇，介護時間，介護支援部分休暇及び子育て支援部分休暇） 第 6 条 略 2 ～ 1 3 略	（休暇等の手続） 第 6 条 略 2 ～ 1 3 略 <u>1 4 職員は，条例第 1 5 条の 2 に規定する出生支援休暇の承認を受けようとするときは，当該承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して 1 月前の日までに，不妊治療に関する事項及び期間を明らかにして校長に請求しなければならない。</u> <u>1 5 前項に規定する出生支援休暇の承認の請求は，休暇簿（様式第 8 号の 3）（校長にあつては出生支援休暇承認（取消）申請書（様式第 8 号の 4））によつて行わなければならない。</u>
（校長に対する特例） 第 1 5 条 校長に対する第 3 条第 2 項，第 4 条第 1 項，第 6 条第 5 項，第 7 項，第 9 項，<u>第 1 1 項及び第 1 3 項</u>，第 9 条第 3 項並びに第 1 1 条第 1 項の規定の適用については，これらの規定中「校長」とあるのは「委員会」とする。	（校長に対する特例） 第 1 5 条 校長に対する第 3 条第 2 項，第 4 条第 1 項，第 6 条第 5 項，第 7 項，第 9 項，<u>第 1 1 項，第 1 3 項及び第 1 4 項</u>，第 9 条第 3 項並びに第 1 1 条第 1 項の規定の適用については，これらの規定中「校長」とあるのは「委員会」とする。

第 2 条 呉市立学校教職員服務規程の一部を次のように改正する。

様式第 8 号の 2 の次に次の 2 様式を加える。

様式第8号の3（第6条関係）

休 暇 簿
(出生支援休暇用)

校 長	教 頭		事務長	事務 担当者	出勤簿 整理印	☐ 新規取得 ☐ 延長取得 ☐ 再取得
請求の 期間等	期 間		年月日数	職 名	氏 名	
	自 年 月 日 至 年 月 日		年 月 日			
事由						

校 長	教 頭		事務長	事務 担当者	出勤簿 整理印	承認 取消
取消の 期間	年 月 日		月日数	職 名	氏 名	
	自 年 月 日 至 年 月 日		月 日			
事由						

(出生支援休暇を受けたことがある場合は下欄に記入すること。)

年 月 日	月日数	年 月 日	月日数	年 月 日	月日数
自 年 月 日 至 年 月 日	月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	月 日

備考 事由を確認することのできる証明書類（医師の証明書など）を添付すること。

出生支援休暇承認（取消）申請書

令和 年 月 日

呉市教育委員会 様

呉市立

校長 氏名

- 1 申請（取消し）の期間及び申請（取消し）の内容
（☐ 新規取得 ☐ 延長取得 ☐ 再取得 ☐ 取消し）

期 間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

- 2 申請事由

- 3 既承認済期間（延長取得及び再取得の場合）

年 月 日	月日数	年 月 日	月日数
自 年 月 日	月	自 年 月 日	月
至 年 月 日	日	至 年 月 日	日

- 4 承認取消しの事由

付 則

この訓令は、令達の日から施行する。

（提案理由）

県費負担教職員の服務について、広島県教育委員会の規定改正に準じて、所要の規定の整備を行うため、この訓令案を提出する。

議案資料 呉市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

1 改正の趣旨

県費負担教職員の服務について，広島県教育委員会の規定改正に準じて，所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

出生支援休暇制度の制定に伴い，休暇等の手続及び様式を定めるものです。

3 施行期日

令達の日

教議第 22 号

呉市教育委員会職名及び辞令式規則の一部を改正する規則の制定について

呉市教育委員会職名及び辞令式規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市教育委員会職名及び辞令式規則の一部を改正する規則

呉市教育委員会職名及び辞令式規則（昭和 46 年呉市教育委員会規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
第 3 条 学校関係職員の職名は、次のとおりとする。			第 3 条 学校関係職員の職名は、次のとおりとする。		
校長			校長		
教頭			教頭		
主幹教諭			主幹教諭		
指導教諭			指導教諭		
教諭			教諭		
養護教諭			養護教諭		
主事			主事		
技師			技師		
助教諭			助教諭		
実習助手			<u>講師</u>		
実習助手			実習助手		
別表（第 6 条，第 7 条，第 9 条関係）			別表（第 6 条，第 7 条，第 9 条関係）		
異動の種類		異動用語記入方法	異動の種類		異動用語記入方法
種類	意味		種類	意味	
1 採用	略	(1) 略 (2) 教員等に採用する場合 「（〇〇法第〇条第〇項の規定により）呉市立〇〇学校校長（教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，養護教諭，助教諭，実習助手）に採用する（任期は〇〇年〇〇月〇〇日までとする）」	1 採用	略	(1) 略 (2) 教員等に採用する場合 「（〇〇法第〇条第〇項の規定により）呉市立〇〇学校校長（教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，養護教諭，助教諭， <u>講師</u> ，実習助手）に採用する（任期は〇〇年〇〇月〇〇日までとする）」

		○○職給料表○級 ○号給（特に○○ 円）を支給する」			る） ○○職給料表○級 ○号給（特に○○ 円）を支給する」
		(3) ～ (7) 略			(3) ～ (7) 略
略			略		

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の呉市教育委員会職名及び辞令式規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（提案理由）

呉市立呉高等学校の職員として講師を置くため、この規則案を提出する。

議案資料 呉市教育委員会職名及び辞令式規則の一部を改正する規則の制定
について

1 改正の趣旨

呉市立呉高等学校の職員として「講師」を置くため、所要の規定の整備を行う
ものです。

2 改正の内容

第3条 学校関係職員の職名に「講師」を加えます。

3 施行期日

公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。

教議第23号

呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令
の制定について

呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令

第1条 呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令（平成29年呉市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
(評価方法)			(評価方法)		
第8条 略			第8条 略		
2 能力評価は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式による能力評価書を調製することにより行う。			2 能力評価は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式による能力評価書を調製することにより行う。		
(1)・(2) 略			(1)・(2) 略		
(3) 教諭 別記様式第3号			(3) 教諭又は講師 別記様式第3号		
(4)・(5) 略			(4)・(5) 略		
3～5 略			3～5 略		
別表第1（第8条関係）			別表第1（第8条関係）		
職名	評価項目	内容	職名	評価項目	内容
校長	略		校長	略	
	3 教職員人事管理	教職員の服務監督を適切に行うこと。		3 教職員人事管理	教職員の服務監督を適切に行うこと。 <u>教職員が発言・行動しやすい組織風土を創り出すこと。</u>
		教職員の人事評価を適正に行うとともに、人材育成を図ること。 主任の命課、分掌配置等を適切に行うこと。			教職員の人事評価を適正に行うとともに、人材育成を図ること。 主任の命課、分掌配置等を適切に行うこと。
教頭	略		教頭	略	
	3 教職員指導	教職員の能力を把握し、的確な指導育成を行うこと。 教職員の服務監督を適		3 教職員指導	教職員の能力を把握し、的確な指導育成を行うこと。 教職員の服務監督を適

		切に行うこと。
教諭	略	
	略	

別表第3（第8条関係）

能力評価における評価の基準	
1 略 (評価基準)	
略	
2 略 (職種別の評価割合)	
評価区分	評価割合
略	
教諭, 養護教諭, 実習助手	略
(換算点ごとの区分)	
略	

別表第4（第9条, 第13条関係）

被評価者	能力評価				業績評価
	一次評価者	二次評価者	総合評価者	総合所見記入者	評価者
略					
教諭	略				
養護教諭					
実習助手					
実習助手					

		切に行うこと。 <u>教職員が発言・行動し</u> <u>やすい組織風土を保つこ</u> <u>と。</u>
教諭・ 講師	略	
略		

別表第3（第8条関係）

能力評価における評価の基準	
1 略 (評価基準)	
略	
2 略 (職種別の評価割合)	
評価区分	評価割合
略	
教諭, 養護教諭, 講師, 実習助手	略
(換算点ごとの区分)	
略	

別表第4（第9条, 第13条関係）

被評価者	能力評価				業績評価
	一次評価者	二次評価者	総合評価者	総合所見記入者	評価者
略					
教諭・講師	略				
養護教諭					
実習助手					
実習助手					

別表第 6 (第 1 2 条関係)

区分	業績評価における評価の基準	
略		
総合評価		
1 略		
評価区分		α β
略		
教諭，養護教諭， 実習助手		略
2 略		
略		

別表第 6 (第 1 2 条関係)

区分	業績評価における評価の基準	
略		
総合評価		
1 略		
評価区分		α β
略		
教諭，養護教諭， 講師，実習助手		略
2 略		
略		

第 2 条 呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部を次のように改正する。

別記様式第 3 号を次のように改める。

別記様式第3号（第8条関係）

能力評価書（教諭・講師用） 定期・特別

所属	呉市立呉高等学校
通し番号	

職名	ふりがな	性別	生年月日	満年齢
	氏名			
	職員番号	男・女	昭和 平成 令和	年 月 日

一次評価者 _____

二次評価者 _____

勤務成績

評価期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

評価項目	能力		実績		意欲		特記事項	
	一次評価	二次評価	一次評価	二次評価	一次評価	二次評価	一次評価者	二次評価者
学習指導								
生徒指導等								
学級経営・その他								

総 評（換算点 /180）

総合評価（絶対）	S	A	B	C	D	総合所見
						【病休及び休職期間等】（ ～ ）

付 則

この訓令は、令達の日から施行する。

(提案理由)

管理職員の能力評価の評価項目を改正するとともに、呉市立呉高等学校の職員として講師を置くことに伴い、評価対象に講師を加えるため、この訓令案を提出する。

議案資料 呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について

1 改正の趣旨

管理職員の能力評価の評価項目を改正するとともに、呉市立呉高等学校の職員として講師を置くことに伴い、評価対象に講師を加えるものです。

2 改正の内容

- (1) 管理職員の能力評価の評価項目に、教職員の資質・指導力向上や不祥事防止等の観点から、「心理的安全性」の項目を加えます。
- (2) 呉市立呉高等学校の職員として講師を置くことに伴い、評価対象に講師を加えます。

3 施行期日

令達の日